



教育は  
未来へつなぐ  
希望の輪

2023年7月25日（火）  
愛知県教育委員会高等学校教育課  
進路指導グループ  
担当 前田、大河  
内線 3896、3916  
ダイヤルイン 052-954-6786

## 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第2回） の結果について

愛知県教育委員会では、本日、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第2回）を開催し、教育長からの諮問事項「長期欠席者等にかかる選抜方法の在り方について」のまとめを得ましたので、お知らせします。

### 1 日時

2023年7月25日（火） 午後2時から午後3時30分まで

### 2 会場

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 3 委員

裏面「委員名簿」のとおり

### 4 会議の内容

別紙「愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第2回）について」  
のとおり

令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

◎ 愛知教育大学教育学部特別教授	つち	や	たけ	し
	土	屋	武	志
○ 名古屋大学教育基盤連携本部特任教授	はやし		たか	き
	林		誉	樹
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	いし	い	ひで	とき
	石	井	秀	宗
愛知教育大学教育学部特別教授	い	じま	やす	ゆき
	飯	島	康	之
めいこう 名工学園理事長	はやし		ふみ	とし
	林		文	敏
トヨタ自動車株式会社人事部技能系人事室採用グループ長	たか	しま		ただし
	高	嶋		忠
名古屋銀行人材開発部人事グループ係長	い	とう	な	な
	伊	藤	奈	々
愛知県地域婦人団体連絡協議会副会長	すず	き		
	鈴	木	みどり	
愛知県公立高等学校PTA連合会長	いし	い	とし	かず
	石	井	利	和
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	た	なか	ひろ	き
	田	中	広	樹
名古屋市教育委員会教育長	つぼ	た	とも	ひろ
	坪	田	知	広
東海市教育委員会教育長	か	とう	かず	ひろ
	加	藤	千	博
田原市教育委員会教育長	すず	き	きん	や
	鈴	木	欽	也
愛知県立旭丘高等学校長	こ	はやし	せい	じ
	小	林	整	次
愛知県立明和高等学校長	こ	じま	とし	ふみ
	小	島	寿	文
名古屋市立菊里高等学校長	みず	の	もと	ゆき
	水	野	基	行
愛知県立新城有教館高等学校長	まき	の	み	わ
	牧	野	美	和
幸田町立坂崎小学校長	つ	づき	たか	あき
	都	築	孝	明
名古屋市立丸の内中学校長	すず	き		けん
	鈴	木		健
名古屋市立田光中学校長	たか	はし	よし	ゆき
	高	橋	美	行
豊橋市立牟呂中学校長	いし	づみ	のり	ひき
	石	積	紀	尚
愛知県立豊明高等学校教諭	か	とう	とし	や
	加	藤	聡	也
名古屋市立工芸高等学校教諭	か	とう		つかさ
	加	藤		司
豊橋市立南陽中学校教諭	さ	とう	かつ	とし
	佐	藤	勝	利
名古屋市立大森中学校教諭	かわ	かみ	けん	た
	河	上	賢	太

◎は議長、○は副議長

## 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第2回）について

本年度の諮問事項について、以下のとおりまとめが得られた。

## ○ 諮問事項

長期欠席者等にかかる選抜方法の在り方について

## 〈諮問理由〉

平成25（2013）年度の本協議会議において、長期欠席者を対象とする入学者選抜の在り方について諮問し、不登校などで欠席日数が多いが、高等学校に進学する意志の強い生徒に配慮する方法について協議した。その結果、全日制課程一般選抜、定時制課程及び通信制課程の全校・全学科において、平成26（2014）年度入学者選抜から長期欠席者等にかかる選抜方法を導入することとした。

この選抜方法では、中学校等を卒業する見込みの者を対象に、第3学年における欠席等の日数（生徒指導要録上は出席扱いとなっている別室登校の日数や、学校外の教育支援センター等で相談・指導を受けた日数を含む。）が出席しなければならない日数の半分以上の者が申請できることとし、選抜に当たっては、申請者それぞれの事情に配慮し、面接は個人面接とするとともに、調査書の評定は参考として取り扱うこととした。

愛知県の中学校における不登校生徒の人数は、平成25（2013）年度は6,605人であったが、令和3（2021）年度は11,352人となっており、近年は特に増加傾向にある。こうした中、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け元文科初第698号）では、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒を、高等学校入学者選抜において適切に評価することや、中学校卒業時に高等学校へ進学しなかった者等への支援の必要性が示された。

また、同通知では、義務教育段階の不登校生徒が自宅でICT等を活用した学習活動を行ったとき、それが計画的な学習プログラムによるものであり、円滑な学校復帰と自立を助ける上で有効・適切である等の要件を満たしている場合は、当該生徒の努力を学校として適切に判断し、生徒指導要録上は出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとされた。

不登校生徒に関するこうした状況の変化に加え、「GIGAスクール構想」により学校教育におけるICT環境の整備が急速に進んだことを踏まえて、長期欠席者等にかかる選抜方法の在り方について改めて検討する必要がある。

## 〈まとめ〉

長期欠席者等にかかる選抜方法については次のとおりとする。

- 1 この選抜方法の適用を申請することができる者に「過年度卒業生」を加える。
- 2 その他の事項は、現行のとおりとする。
- 3 実施時期は、令和6年度入学者選抜からとする。

## 〈解 説〉

(現行制度について)

- 1 本県では、不登校などで欠席日数が多いが、高等学校に進学する意志の強い生徒に配慮するため、平成26(2014)年度入学者選抜から、長期欠席者等にかかる選抜方法を、全日制課程一般選抜、定時制課程及び通信制課程の全校・全学科において実施している。
- 2 現行制度について協議された平成25(2013)年度の本協議会議においては、中学校長等が適用の申請を行う際に生徒の状況が把握しやすいことから、中学校等卒業見込みの者が申請できることとした。なお、初めて導入する選抜方法であるため、しばらく動向を見極めて、過年度卒業生を対象とするかについて、再検討することとした。また、申請するに当たっての基準である欠席等の日数については、他県の例も参考にして第3学年における欠席等の日数が出席すべき日数の半分以上である者としてとした。

(過年度卒業生について)

- 3 過年度卒業生については、在籍時の状況を中学校長等がどのように把握するかが課題であった。出欠の記録を含む中学校生徒指導要録の「学習の記録」は、保存年限が5年であり、また、卒業後5年程度であれば、担任、学年主任、進路指導主事などで組織的に情報を共有し、申し送ることも可能であることから、申請できる者に過年度卒業生を加えることとした。

(欠席等の日数の基準について)

- 4 第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者としていることについては、30日以上欠席であればすでに自己申告書が提出できる制度があること、また、出席すべき日数の概ね半分にあたる90日以上欠席した県内の生徒数は約2,000人であり、日数の基準が申請の妨げになっているとは考えにくいことから、現行のとおりとする事とした。

(実施時期)

- 5 可能な限り早く実施することが望ましいと考え、来春の令和6(2024)年度入学者選抜から実施することとした。

(自宅でICT等を活用した学習活動について)

- 6 なお、まとめには記載していないが、生徒指導要録上は出席扱いとなる自宅でICT等を活用して行った学習活動の日数については、申請の基準である欠席等の日数に含めることとし、入学者選抜実施要項に記載することとした。

(参考)「令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」抜粋

### Ⅲ 一般選抜

#### 第1 出願

##### 5 特別な事情のある入学志願者の出願

###### (2) 長期欠席者等にかかる選抜方法

ア この選抜方法の適用を申請することのできる者は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者とする。

(ア) 中学校卒業見込者

(イ) やむを得ない事情により、第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者

ただし、「第3学年における欠席等の日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり、指導を受けたりした日数を含めることとする。

イ 申請に当たっては、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 「長期欠席者等にかかる選抜申請書」(別記様式21)

(イ) 「自己申告書A」(別記様式17)

#### 第4 面接

##### 4 その他

(2) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者に対しては、個人面接を行う。(面接を実施する高等学校のみ)

#### 第6 入学者の選抜及び合格者の決定

##### 3 校内順位の決定

(3) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い

高等学校長は、長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者について、中学校長から提出された「調査書」の記載事項、その他の提出書類並びに学力検査の成績及び面接等の結果を資料として総合的に判断し、校内順位を決定する。

ただし、「調査書」の「学習の記録」については、長期欠席者等の事情に配慮しつつ、参考として取り扱う。